

改正医療法等の施行に向けた 検討状況について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための 医療法等の一部を改正する法律の施行に向けて

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「医療法等改正法」という。)については、令和3年5月21日に成立したところである。
- 今後、医療法等改正法の着実な施行に向けた準備を進めて行く必要があり、各検討会等(医師の働き方改革の推進に関する検討会、第8次医療計画に関する検討の場等)において、各改正項目の施行に向けた具体的な検討を行っていく。

(施行に向けて検討する改正項目)

・医師の働き方改革

追加的健康確保措置の詳細や医療機関勤務環境評価センターの運営に関する事項等の厚生労働省令で規定する内容等について検討 → 医師の働き方改革の推進に関する検討会において検討

・医療関係職種の業務範囲の見直し

救急外来で業務を行う救急救命士の院内研修の実施方法等について検討
→ 救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会において検討

・新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け

第8次医療計画に向けた基本方針等の改正に関する検討を進める中で、具体的な記載項目等について検討
→ 第8次医療計画に関する検討の場を設けて検討

・外来医療の機能の明確化・連携

医療資源を重点的に活用する外来、外来機能報告、地域における協議の場、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関等について検討 → 第8次医療計画に関する検討の場の下に、ワーキンググループを設けて検討

※「医師養成課程等の見直し」については、医道審議会において、施行に向けた検討を実施

※「地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援」に関しては、公布日施行となっており、同日付けで、都道府県を通じ、取扱い等について周知済み

主な改正内容に関する施行スケジュール

令和3年6月3日
医療部会資料
(一部修正)

公布

施行

主な改正内容	施行日	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等	R6. 4. 1に向け段階的に施行		労働時間短縮計画の案の作成 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価 審査組織によるC-2水準の個別審査 都道府県による特例水準対象医療機関の指定		労働時間短縮計画に基づく取組み 特例水準適用者への追加的健康確保措置 定期的な労働時間短縮計画の見直し、評価受審			
医療関係職種の業務範囲の見直し	R3. 10. 1施行	タスクシフト/シェアの推進						
医師養成課程等の見直し ※歯科は医科のそれぞれ1年後に施行	R5. 4. 1施行 ※受験資格の見直しはR7. 4. 1施行	共用試験の内容等の検討	医師法に基づく共用試験の実施 (合格者は臨床実習において医業を実施)		医師国家試験の受験資格において 共用試験合格を要件化			
新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け	R6. 4. 1施行	基本方針等の改正 ※新興感染症等対応を含む5疾病6事業・在宅医療等について検討	第8次医療計画策定作業	第8次医療計画(上半期)		第8次医療計画(下半期)		
地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援	公布日施行	※登録免許税の優遇措置は令和4年度まで 支援の実施						
外来医療の機能の明確化・連携	R4. 4. 1施行	施行に向けた検討	外来機能報告等の実施(施行状況等を踏まえ、改善検討) 外来医療計画ガイドライン見直し検討		外来医療計画見直しの検討	8次医療計画(外来医療計画を含む)に基づく外来機能の明確化・連携の推進		
持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長	公布日施行	制度の運用、令和5年10月以降の制度の検討						

1. 改正救急救命士法の施行に向けた 検討について

- 救急医療をとりまく現状を踏まえ、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、救急医療提供体制の充実等に関する議論に関連する事項として、救急救命士の資質活用に向けた環境の整備等についての議論を計6回行い、令和2年3月に「救急救命士の資質活用に向けた環境の整備に関する議論の整理」を取りまとめた。
- その中で、今後の対応の基本的方向性を以下のように定めている。
 - ① 「救急外来」における看護師の配置状況や業務実態の調査研究を行い、その結果を踏まえ、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で議論し、「救急外来」等への看護師の配置に関する基準等について検討し、必要な措置を行う。
 - ② 救急救命士が救急医療の現場において、その資質を活用できるように、救急救命士法の改正を含め、具体的な議論を進める。
- ②を踏まえ、第204回通常国会に、救急救命士法改正を含む医療法等改正法案を提出し、令和3年5月21日に成立、同月28日に公布された（同年10月1日施行）。
- 改正後の救急救命士法では、第2条第1項において「この法律で「救急救命処置」とは、（中略）病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）に、当該重度傷病者に対して行われる（中略）ものをいう。」として、「救急救命処置」の実施場所が拡大されている。
- さらに、改正後の救急救命士法では、第44条第3項において「病院又は診療所に勤務する救急救命士は、（中略）あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、（中略）厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。」とされている。

【参考】救急救命士法改正（新旧）

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項並びに第四十四条第二項及び第三項において「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>② (略)</p> <p>(特定行為等の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>② 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>③ 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>② (略)</p> <p>(特定行為等の制限) 第四十四条 (略)</p> <p>② 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(新設) ③</p>

○ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）（第十二条関係）
【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会について

<救急救命士の資質活用に向けた環境の整備に関する検討状況>

医師の働き方改革の一環としての、医療機関内におけるタスク・シフト/シェアの観点から、本検討会において議論が進められ、令和3年通常国会において救急救命士法が改正された。

今般、その施行（令和3年10月1日）に向けて、本検討会において、医療機関内で救急救命士が業務を行うに当たり必要な研修等について検討を行った。

※ 第8次医療計画における救急・災害医療提供体制については、「第8次医療計画等に関する検討会」の下に専門的な検討の場を設け、引き続き検討を進める方針。

※ 「救急外来」等への看護師の配置に関する基準等については、厚生労働科学研究の成果等を踏まえて、新たな検討の場の設置を含めて検討する方針。

救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会 構成員

(※五十音順)

(令和3年7月16日時点 計17名)

氏名	所属・役職
阿真 京子	日本医療政策機構 フェロー
猪口 正孝	公益社団法人全日本病院協会常任理事
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会常任理事
畝本 恭子	日本医科大学多摩永山病院救命救急センター長
遠藤 久夫	学習院大学教授
大友 康裕	東京医科歯科大学大学院救急災害医学分野教授
加納 繁照	一般社団法人日本医療法人協会会長
久志本 成樹	東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座救急医学分野教授
坂本 哲也	一般社団法人日本救急医学会代表理事
島崎 謙治	国際医療福祉大学大学院教授
田中 一成	一般社団法人日本病院会常任理事
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事
野口 宏	愛知医科大学名誉教授
本多 麻夫	埼玉県保健医療部参事
溝端 康光	一般社団法人日本臨床救急医学会代表理事
森村 尚登	帝京大学医学部救急医学講座主任教授
山崎 學	公益社団法人日本精神科病院協会会長

医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組（案）

第25回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会 令和3年7月16日	資料 1
--	---------

救急救命士を雇用する医療機関は、当該救急救命士に救急救命処置を実施させる場合は、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

【委員構成】

- 委員会は、救急救命処置を指示する医師、医療安全管理委員会の委員、その他当該委員会の目的を達するために必要な委員（救急外来に従事する看護師など）により構成すること。

【救急救命処置に関する規程】

- 委員会において、あらかじめ、救急救命士が実施する救急救命処置に関する規程を定めること。
- 当該規程において、実施する救急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を定めること。
- 医療機関は、救急救命処置を指示する医師、その他救急救命士と協働する医療従事者に対し、当該規程の内容及び救急救命処置を実施する救急救命士（研修を受講した救急救命士）について周知を行うこと。

※ なお、医療安全の確保等を目的とした既存の院内委員会が存在する場合には、当該院内委員会をもって、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会と兼ねることとして差し支えない。

委員会において、国が示す研修項目について、学会が示すガイドラインを踏まえつつ、あらかじめ、当該医療機関で救急救命士に対して実施する研修内容に関する規程を定め、医療機関はそれに基づき研修を実施すること。

【研修内容に関する規程及び研修実施状況の管理】

- 医療機関において、研修の実施状況（受講者名、受講日時、実施した研修項目）を記録し、当該者を雇用する間、保存すること。
- なお、研修方法については、eラーニング形式の研修等、学会・団体・民間企業等が実施する外部の研修を活用することも可能であること。その場合も、医療機関において、研修の実施状況（受講者名、受講日時、実施した研修項目）について記録・保存すること。

【救急救命処置の検証に関する規程】

- 医療機関において、救急救命処置の実施状況に関する記録を管理すること（救急救命処置録等）。
- 委員会において、救急救命処置の実施状況に関する検証方法等に関する規程を定めること。
- 委員会において、当該規程に基づき検証を実施するとともに、必要に応じ、救急救命士が実施する救急救命処置に関する規程や研修内容に関する規程について見直しを行うこと。

* 厚生労働省が実施する救急医療機関の実態調査の中で、救急救命士の雇用状況、研修の実施状況、検証の実施状況等について把握を進めていく。

医療機関に所属する救急救命士に対する院内研修の項目（案）

医療機関に所属する救急救命士に対する院内研修の項目は、「医療安全」、「感染対策」、「チーム医療」に関する事項とする。

内容	項目	救急用自動車等との違いを踏まえた留意点
医療安全	傷病者の管理	複数の傷病者の存在を前提とした業務上の留意点
	医薬品の使用	麻薬を含む様々な種類の医薬品が扱われることを前提とした業務上の留意点
	血液製剤の使用	血液製剤が扱われることを前提とした業務上の留意点
	点滴ラインの導入	複数の点滴ラインが使用されていることを前提とした業務上の留意点
	医療資機材の使用・配備	様々な医療検査機器が存在することを前提とした業務上の留意点
	医療廃棄物の種類及びその取扱い	救急用自動車等の中よりも多様な医療廃棄物の処理方法
	放射線機器の使用	放射線が扱われることを前提とした業務上の留意点
	医療事故と対応	救急用自動車等の中で起こりえない事故に対する対応方法
感染対策	清潔・不潔	複数の傷病者の存在を前提に、救急用自動車等の中よりも複雑な清潔・不潔に係わる導線への対応方法
	感染性廃棄物の廃棄手順	救急用自動車等の中よりも複雑な感染性廃棄物の処理・導線への対応方法
チーム医療	関係者	医師・看護師等の他職種が存在を前提とした業務上の留意点
	情報共有	他職種間での情報共有の方法

2. 第8次医療計画等に関する検討会の 設置について

- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目があることから、本検討会の下に、以下の3つのワーキンググループを立ち上げ、議論することとしてはどうか。（構成員は、座長と相談の上、別途定める）
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設けることとしてはどうか。

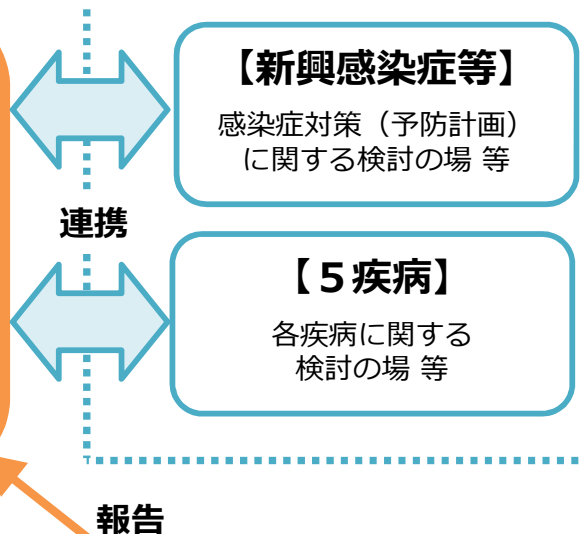
第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針（新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等）
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等

※具体的には以下について検討する

- ・医療計画の総論（医療圏、基準病床数等）について検討
- ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
- ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討

※医師確保計画及び外来医療計画については、現在「医師需給分科会」で議論。
次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。



【新興感染症等】
感染症対策（予防計画）に関する検討の場 等

【5疾病】
各疾病に関する検討の場 等

地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ

- 以下に関する詳細な検討
- ・医師の適正配置の観点を含めた医療機能の分化・連携に関する推進方針
- ・地域医療構想ガイドライン
- ・医師確保計画ガイドライン 等

外来機能報告等に関するワーキンググループ※

- 以下に関する詳細な検討
- ・医療資源を重点的に活用する外来
- ・外来機能報告
- ・地域における協議の場
- ・医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関 等

在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ（仮称）

- 以下に関する詳細な検討
- ・在宅医療の推進
- ・医療・介護連携の推進 等

報告

* 第7次医療計画の策定に当たり、5事業については、それぞれ、以下の場で検討した上で、「医療計画の見直し等に関する検討会」に報告し、協議。第8次医療計画の策定に向けた検討も、同様に進める予定。

- ・**救急医療、災害医療**
救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会
- ・**へき地医療**
厚生労働科学研究の研究班
- ・**周産期医療、小児医療**
有識者の意見交換

※検討事項の取りまとめ後、外来医療計画ガイドラインに関する検討の場として改組を予定。

第8次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

令和3年6月18日
第8次医療計画等に関する検討会資料（一部改）

国

都道府県

		医療計画	新興感染症	地域医療構想	医師確保計画	外来医療計画
R3 [2021]	4～6月	医療部会（6/3）				外来機能報告等に関するWG開催
	7～9月	第8次医療計画等に関する検討会 開催			地域医療構想及び医師確保計画に関するWG開催	
	10～12月					外来機能報告等に関する取りまとめ
	1～3月	<ul style="list-style-type: none"> 総論（医療圏、基準病床数等） 各論（5疾病、6事業、在宅等） について各検討会等での議論の報告	感染症対策に関する検討の場と連携しつつ議論	地域医療構想の推進	ガイドライン改正に向けた検討	ガイドライン改正に向けた検討
R4 [2022]	4～6月					
	7～9月					
	10～12月	報告書取りまとめ（基本方針改正、医療計画作成指針等の改正等）			報告書取りまとめ（ガイドライン改正等）	報告書取りまとめ（ガイドライン改正等）
	1～3月	基本方針改正（告示） 医療計画作成指針等の改正（通知）			ガイドライン改正（通知）	ガイドライン改正（通知）
R5 [2023]	第8次医療計画策定				次期医師確保計画策定	次期外来医療計画策定
R6 [2024]	第8次医療計画開始				次期医師確保計画開始	次期外来医療計画開始
R7 [2025]						

參考資料

- 日本医師会※1、日本救急医学会※2、四病院団体協議会※3より、救急救命士の業務の場の拡大や医師から救急救命士に対する業務移管の必要性等について言及された。
- 上記を踏まえ、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、救急医療提供体制の充実等に関する議論に関連する事項として、救急救命士の資質活用に向けた環境の整備等についての議論を計6回行い、令和2年3月に「救急救命士の資質活用に向けた環境の整備に関する議論の整理」を取りまとめた。

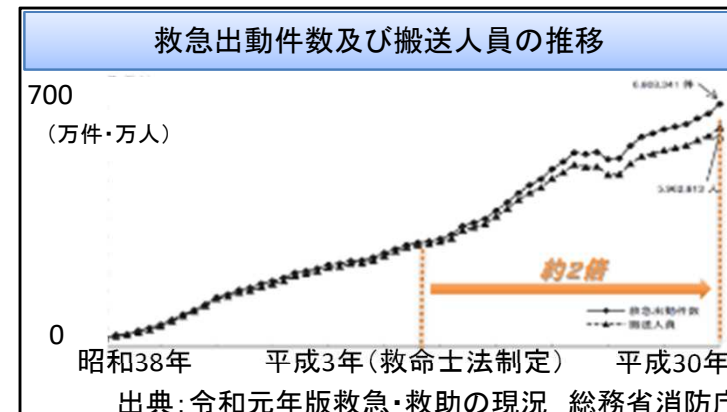
※1)「救急救命士の業務の場所の拡大に関する提議」(平成22年3月17日) ※2)「医師の働き方改革に関する追加提言」(平成31年1月18日) ※3)「要望書～医師のタスク・シフティング/シェアリングについて～」(令和2年1月15日)

<救急医療をとりまく現状>

- 救急医療は、病院前における救急業務に始まり、「救急外来」注1)における救急診療を経て、入院病棟における入院診療へと続く。病院前は救急救命士注2)、医療機関に搬入後は医師、看護師等が主な業務を担っている。
- 搬送人員注3)の増加により、救急医療に携わる者にかかる負担は増加している。
- 長時間労働の実態にある医師の中でも、救急科の医師は、時間外労働が年1860時間/月100時間を超える医師の割合が14.1%である。
- 看護師については、医療法において外来における看護配置の基準が定まっているが、「救急外来」に特化した基準はない。

<課題>

- 高齢化の進展により救急医療のニーズが今後更に高まると予想される中、救急医療に従事する者の確保を行う必要がある。



今後の対応の基本的方向性

- ① 「救急外来」における看護師の配置状況や業務実態の調査研究を行い、その結果を踏まえ、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」で議論し、「救急外来」等への看護師の配置に関する基準等について検討し、必要な措置を行う。⇒令和2年度の厚生労働科学特別研究を実施中。
- ② 救急救命士が救急医療の現場において、その資質を活用できるように、救急救命士法の改正を含め、具体的な議論を進める。⇒詳細は次頁参照。

注1)「救急外来」とは、救急診療を要する傷病者が来院してから入院(病棟)に移行するまで(入院しない場合は、帰宅するまで)に必要な診察・検査・処置等を提供される場のことを指す。

注2)救急救命士は、傷病者発生現場及び医療機関への搬送途上において、救急救命処置が可能な職種。(救急救命士法)

注3)搬送人員とは、救急隊が傷病者を医療機関等へ搬送した人員(医療機関等から他の医療機関等へ搬送した人員を含む。)をいう。

救急医療の現場における具体的な救急救命士の資質活用方策

- 「病院前」から延長して「救急外来^{注1)}まで」においても、救急救命士が救急救命処置を可能とする。
- 「救急外来」で救急救命処置の対象となる傷病者は、救急診療を要する重度傷病者^{注2)}とする。
- 実施可能な救急救命処置は、「救急救命処置の範囲等について」^{注3)}で規定される処置内容とする。

注1)「救急外来」とは、救急診療を要する傷病者が来院してから入院(病棟)に移行するまで(入院しない場合は、帰宅するまで)に必要な診察・検査・処置等を提供される場のことを指す。

注2)「重度傷病者」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者。(救急救命士法第2条第1項)

注3)「救急救命処置の範囲等について」(平成26年1月31日医政指発0131第1号)

医療機関に就業する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質を担保する仕組み

- 救急救命士の資質及び救急救命士が行う業務の質の担保を目的として、救急救命士を雇用する医療機関は、当該医療機関内に委員会を設置し、以下の研修体制等を整備すること。

〔実施可能な救急救命処置の範囲等に関する規定の整備 / 研修体制の整備〕
〔救急救命処置の検証を行う体制の整備 / 組織内の位置づけの明確化〕

- 救急救命士を雇用する医療機関は、所属する救急救命士に対して、以下の研修を行うこと。

〔【医療機関就業前に必須となる研修】 医療安全、感染対策、チーム医療〕
〔【研鑽的に必要な研修】 救急救命処置行為に関する研修等〕

また、

- 救急医療の現場が混乱しないように、医療機関に所属する救急救命士の運用方法のガイドライン等を策定すべき
 - 地域メディカルコントロール協議会と医療機関で構築する院内委員会等との関係性をどのように整理するのか
- などの論点については、「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」における引き続きの検討事項とする。

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の項目（イメージ）

第25回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会
令和3年7月16日
資料 1

厚生労働省において定めるもの

学会のガイドラインで例示するもの

内容	項目	救急用自動車等との違いを踏まえた留意点	詳細な項目の例
医療安全			
(薬剤・医療資機材を含む)	傷病者の管理	複数の傷病者の存在を前提とした業務上の留意点	患者確認の方法、多数傷病者の対応・・・
	医薬品の使用	麻薬を含む様々な種類の医薬品が扱われることを前提とした業務上の留意点	救急救命処置に用いる医薬品、麻薬の取扱いと管理、・・・
	血液製剤の使用	血液製剤が扱われることを前提とした業務上の留意点	血液製剤の取扱い、・・・
	点滴ラインの導入	複数の点滴ラインが使用されていることを前提とした業務上の留意点	チューブ・ライントラブルの対応、・・・
	医療資機材の使用・配備	様々な医療検査機器が存在することを前提とした業務上の留意点	医療・検査機器の取扱いと管理、・・・
	医療廃棄物の種類及びその取扱い	救急用自動車等の中よりも多様な医療廃棄物の処理方法	医療廃棄物の取扱い、・・・
	放射線機器の使用	放射線が扱われることを前提とした業務上の留意点	放射線検査の種類、CT、MRI、放射線防護の方法、・・・
	医療事故と対応	救急用自動車等の中で起こりえない事故に対する対応方法	針刺し事故の対応、・・・
感染対策			
	清潔・不潔	複数の傷病者の存在を前提に、救急用自動車等の中よりも複雑な清潔・不潔に係わる導線への対応方法	無菌操作、滅菌、ゾーニング、手指衛生、・・・
	感染性廃棄物の廃棄手順	救急用自動車等の中よりも複雑な感染性廃棄物の処理・導線への対応方法	感染性廃棄物の取扱い、感染防御、・・・
チーム医療			
	関係者	医師・看護師等の他職種が存在を前提とした業務上の留意点	救急外来に勤務する多職種の連携、消防機関との連携、・・・
	情報共有	他職種間での情報共有の方法	情報共有の方法、緊急時の対応、・・・

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン(案)の概要

[ガイドライン(案)の作成方法]

日本臨床救急医学会から4名、日本救急医学会から4名、救急救命士教育施設協議会から1名(オブザーバー)により、ガイドライン(案)を作成(Web会議、メールのやりとり等で作成)。

- 臨床救急医学会のうち1名は看護師、救急救命士教育施設協議会の1名は救急救命士。
- 上記以外に、一般財団法人日本救急医療財団、一般社団法人日本病院前救護統括体制認定機構からのご意見などを参考とした。

[ガイドライン(案)の位置づけ・考え方 等]

- 令和3年6月4日の第24回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会で示された事務局案及び当該検討会構成員のご意見を踏まえて、厚生労働省が示す省令又は通知で規定される内容以外に、医療機関毎にそれぞれ考えるべき点や考えられる例示などを、エキスパートオピニオンとしてまとめたもの。
- 各項目には、基本的な考え方、ポイント、院内規程の具体例等を記載している。各医療機関は、これらを踏まえて、ガイドラインの内容を適宜取捨選択等を行うことで、救急救命士の院内委員会や研修等に関して、一定程度業務の質が担保できるものと考えられる。
- 現在は、日本臨床救急医学会及び日本救急医学会の担当する委員会等において、ガイドライン(案)として確認を受けた段階。令和3年7月16日の第25回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会の議論を踏まえて、令和3年9月中に両学会の正式な承認を取得する予定。
- なお、今回作成を目指すガイドラインは、あくまで改正救急救命士法が施行される前の現時点(令和3年7月)における救急医療機関等の状況を踏まえたものであり、今後、適宜見直し等を行う可能性がある。

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン(案)の概要

[ガイドライン(案)の目次]

救急救命士と本ガイドライン作成の背景

救急救命士法の改正と整備事項

本ガイドライン作成のプロセス

1 医療機関が設置する院内委員会

1-1 院内委員会の設置と規程

1-2 院内委員会での検討事項

1-2-1 救急救命処置を実施する場所

1-2-2 救急外来等において実施する救急救命処置の範囲

1-2-3 救急救命処置を指示する医師

1-2-4 救急救命処置の記録と評価

1-2-5 救急救命士が院内で実施する救急救命処置以外の業務

1-2-6 救急救命士が受講する研修の実施と管理

1-2-7 救急救命士の業務の質を保証する観点から必要となる事項

1-2-7-1 勤務する救急救命士の技術の確認

1-2-7-2 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応

1-2-7-3 消防機関での実務経験を有する救急救命士への対応

1-2-8 院内で救急救命士を運用する場合に必要と考えられる事項

2 研修について

2-1 救急救命士が就業前に受講する研修の項目

2-1-1 救急外来における医療安全

2-1-2 救急外来における感染対策

2-1-3 救急外来におけるチーム医療

2-1-4 適切な救急救命処置の実施と救急救命士に求められる役割

2-2 救急救命士が就業前に受講する研修の受講方法と時間数

2-3 救急救命士が研鑽的に行う生涯学習